

地方独立行政法人青森県産業技術センターの平成 25 年度財務諸表の承認について

1 法令上の規定

(1) 法第 34 条第 1 項

設立団体の長が、毎事業年度、法人の財務諸表を承認する。

(2) 法第 34 条第 3 項

設立団体の長が、法人の財務諸表の承認に当たり、あらかじめ評価委員会の意見を聴く。

2 財務諸表の承認に当たっての確認内容

(1) 承認に当たっての考え方

① 法規性の遵守 …………… 「地方独立行政法人法」等の法令に適合した財務諸表の作成及び提出がなされているかどうか。
② 表示内容の適正性 …… 財務諸表の表示内容が「地方独立行政法人会計基準」への適合等の観点から、適正なものとなっているかどうか。

(2) 確認結果

① 法規性の遵守

確認項目	確認結果
・ 提出期限は遵守されたか。 (法第 34 条第 1 項)	・ 平成 26 年 6 月 6 日收受。 (6 月末日提出期限)
・ 必要な書類は全て提出されたか。 (法第 34 条第 1 項) (法第 34 条第 2 項) (県地独法細則第 10 条)	・ 法令に定める書類は全て提出された。 ①財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書) ②事業報告書 ③決算報告書 ④監査報告書
・ 監事の監査報告書に、財務諸表の承認に当たり考慮すべき意見はないか。 (法第 34 条第 2 項)	・ 監事から特段の意見は付されていなかった。

② 表示の適正性

確認項目	確認結果
・記載すべき項目について、遺漏はないか。	・財務諸表等の各書類について、会計基準に従い記載され、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。
・財務諸表の相互間における数値の整合は取れているか。	・財務諸表の貸借対照表、損益計算書、付属明細書等相互間における数値の整合を確認した。
・行うべき事業を行っているか。	・業務報告書に基づいて審査した上で、詳細な内容について職員への聞き取りを実施し、適正に事業が行われたことを確認した。

< 県の判断 >

財務諸表については、法令及び会計基準に照らし、適正に処理されていると判断されることから承認することが妥当と考える。